

令和4年度西尾市一般会計予算に対する原案賛成討論

鈴木規子

私は、令和4年度西尾市一般会計予算について、原案賛成の立場で討論いたします。

まず、総括から申し上げます。

私は、5年前の西尾市方式 PFI 事業契約の時から、その問題点を指摘し、糺してきました。令和4年3月31日をもって、この契約を解除することとなり、今議会でそれが承認されます。私が本予算に賛成するのは、まずこのことにあります。

中村市長の公約は、行財政改革を強力に推し進めるというものでした。契約の内実、そしてこの5年間の動向を見る限り、西尾市方式 PFI 事業は「公共施設再配置」の基本方針に反して、本市の将来負担をいたずらに増加させるものと言わざるを得ません。PFI 事業の解約は、まさに本市の行財政改革であります。

昨年度までの「西尾市方式による公共施設再配置第1次プロジェクトに要する経費 198億7,945万4千円に租税公課、金利変動、物価変動、制度変更等に伴う増減額を加算した額」については、今後の支出の予定がなくなりました。地方財政法の規定により債務負担行為を失効とするのは、契約解除によって、根拠が消滅するためであり、一部議員の懸念は当たりません。

令和4年度の一般会計歳入歳出総額はそれぞれ622億9千万円と大幅に増額となりました。これは、昨年度の589億4千万円からさらに大きな金額となったわけですが、これらの要因は、新型コロナウイルス感染症に伴う特殊かつ変則的なものであり、いささか状況が異なります。例年の討論では、私は、歳入と歳出の増減や前年比、事業効果などについて順に取り上げ、賛否を示してきましたが、今討論では、行財政改革と公共施設再配置の観点に絞って述べたいと思います。

新年度は、新たな建設事業が続きます。

保育園施設の新設と改修は昨年度に続くものですが、老朽化や雨漏り対策などこれまで長寿命化が出来なかったためであります。学校施設の改築もまた児童数の増などから止むを得ないものと考えますが、ただ、文化会館の大規模改修に加え、まったく新たに出てきた生涯学習センターの建設計画には、立て続けの感が否めません。

公共施設再配置の眼目は、「新規建設事業は原則行わない。もし、行うとしても、既存施設の削減がなされてからである」と決定されていたはずですが、しかし、その決定が緩んではないか、各課に徹底されているか、今一度、顧みる必要があると考えます。その点では、床面積縮減だけでなく、財政面で無理を生じさせない慎重な姿勢を求めるものです。

公共施設再配置計画の第1号として「白ばら園の園舎が倉庫」として転用されていますが、やはり老朽化が激しく雨漏りもあるとききます。今後について言えば、建物本体だけでなく、その収蔵物等、内容についても取捨選択の検討が必要ではありませんか。長年、ただしまっておくだけで有用といえるかどうかです。例えば、子どもたちの教材となり得るのか、市民活動に使えるのかなど有効活用の可能性をみるべきでしょう。

同様に、他の施設でも使用率をさらにチェックしていくべきです。学生の学習室のニーズは高く、一定数が確保されているとは思いますが充分でしょうか。コロナ禍では難しいですが、調理室などは子ども食堂に開放することも考えられるのではないかなど、「今あるものの有効利用」もまた行財政改革の一端と考えます。

令和4年度の市税収入は、昨年の286億6,000万円から300億6,000万円と回復傾向にあり、令和2年の305億円には及ばないものとりあえず胸を撫でおろしています。しかし、地方交付税については14億円とされました。今年度から合併特例はなくなり、前年の22億円からは大きく減額です。今後は、さらに減退するであろうことを覚悟しておかなければなりません。また、財政力指数が1を超える状況となった場合（現在は0.98）、臨時財政対策債が起債できなくなることにも留意しなければなりません。

ふるさと納税も結構ですが、今後の返礼は物品だけでなく、納税者に「応援してやろう」と感じてもらえる政策メニューを増やす方向を望むものです。

評価すべき点としては、令和4年度の第8次総合計画策定にあたっては「施策横断型重点施策」と銘打って、前期5年間で重点施策については、「分野を横断して、議論し、遂行していく」という新たな提案です。関係各課の縦割りを取り払って、施策に横串を刺していく試みは重要です。

交流人口の増加やDX推進など4つの分野で考えており、「居場所づくり」の分野では、これまでの長寿課、福祉課、子育て支援課などだけでなく、教育委員会でも生涯学習課ほか、関わりを増やしていくとのことなので期待いたします。統括する立場の副市長には、しっかり目配りしていただくよう求めたいと思います。

さて、契約解除にあたってSPCは次々に、市に対して訴訟を提起し、現在5件にも及んでいます。契約解除に至ったのは、市長の再三の合意形成の申入れに対し、SPCが1ミリも譲ることなく、昨年の市長選挙の後には、協議の場さえも自ら放棄した結果にあることを再度、指摘いたします。見直しの段階で、ある程度の歩み寄りがあれば、ここまではなかったものと甚だ残念に思います。契約は、双方の求めるものが一致しなければ成立しないのです。

今議会で上程された「一色3館」ほかの指定管理の指定取消しについて、SPCは「市による取り消しは違法」「帰責事由が一切存在しない」と主張し、元に戻せ

と訴える裁判を起こしました。しかし、市は、今回の取消す理由は、SPCと締結した「各施設の管理に関する指定管理者基本協定書 41 条で「契約が終了したときは指定を取消すことができる」と定めているためとといいます。当然ながら、2018 年に SPC を任意指定した時も、この基本協定書が根拠となっています。まったく話がかみ合っていないとしか言いようがありません。

現時点では、契約解除についての考え方、前提条件に隔たりがあり過ぎるため、訴訟が続いているわけですが、ここで市長に望むことは、問題点ひとつ 1 つについて、市民に丁寧に説明をしていただきたいということです。遺憾ながら、報道の中には、対立を煽るような印象操作、ネガティブキャンペーンを思わせるものも散見されます。これでは、何の解決にもなりません。

西尾市方式 PFI 事業について、一日も早く決着がつくことを願うばかりですが、SPC から指摘事項等があった場合は、市側からも、なすべき主張は毅然として行うよう求めるものです。市長が説明責任を果たす姿勢を続けることによって、市民に安心して見守ってもらえるような環境整備がなされることを願いつつ、私の原案賛成討論といたします。